

令和8年度 岐阜県教科用図書選定審議会 会議録

日時：令和8年5月15日（金）午後1時30分～午後3時00分
場所：岐阜県総合教育センター

1 会の成立

- 岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命書を交付する。
- 岐阜県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき、委員総数の過半数の出席により審議会の成立を確認する。

2 県教育委員会教育長挨拶

- ・ この度は、令和8年度教科用図書選定委員会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。文部科学省初等中等教育局の局長を通じてくる通知の中に、こんな一文がございます。「教科書採択にあたっては、その採択権者の判断と責任により、公正性、透明性に疑念を生じさせることがないよう適切に行われること、さらにその採択結果やその理由について保護者や地域住民等に説明責任を果たすことが重要」という一文です。毎年のごことで、当たり前のことではありますが、これが各都道府県の教育長宛に、局長からこのように出されるということは、いかにこの教科書選定が、日本の教育において大事なものであるのかということをお話していると思います。その一番大事な部分を今日の20名の委員の皆さまには、果たしていただけるということで、お願いするとともに感謝申し上げます。
- ・ さて、教科書の採択にあたってせっかくの機会ですので、少し私の思いをお話させていただきたいと思います。今週、岐阜県経済同友会の岐阜サミットというものがあり、今年は、教育に対する提言書をいただきました。昨年度から非常に丁寧に委員の方々が、私にもインタビューをしていただき、あらゆる所で研究を重ねて、したためられています。その冒頭に、「教育とは、人が個人としての幸福を追求し、より良い人生を送ることができるように行われるものである。また、教育の成果は個人の成長にとどまらず、社会の持続的な発展にとっても不可欠な基盤となる。」とあります。本当にこの通りだと思います。子どもの成長というのは、もちろん個々の子どもたちの幸せにもつながるものですが、私は、その幸せが社会の持続発展というものにつながるものだと思います。そうした中で、この教科書というものは、特に小・中学校において、その教育の最も、基盤となるものだと思います。私は高校の教員です。皆さんもご経験があると思いますが、高校でももちろん教科書というものは大事ですが、おそらく個々の進路によって、副教材が数多く課されたり、独自の講義がなされたりして、様々な学習が行われます。小・中学校は義務教育という名に表されているとおり、9年間は、国のこれからの礎を築いてくれる大事な子どもたちに等しく、教育を行うものだと思います。
- ・ 私は英語の教員ですが、今でも中学校の英語の教科書を手にした時のことを覚えています。同年代の方は同じ教科書を使ったと思いますが、A社の教科書の中で、1年生の学習は全部で何課まであったか覚えていらっしゃいますか。23課まであったのです。レッスン23までありました。最後はウサギと亀のやり取りが英語でなされていて、私は、その授業を、後に、岐阜市の教育長になる方から学びました。未だに私は、初めて自分の専門とする英語を学んだあの教科書のことを覚えています。おそらく皆さんも、それぞれ小学校の教科書だとか、中学校の教科書、そうしたものに対する思い出があるのではないのかなと思います。今の子どもたちもまさに同じ場面を今経験しているわけです。そうしたことを考えると、いかにここで適切な教科書を選ぶのが大切になってきます。もちろん文部科学省で検定を受けていますので、それなりの教科書が目の前にありますが、そのような中でも、岐阜県の子どもたちにとって、どんな教科書が適切なのかという視点で見ることが、私たちの使命だと思います。
- ・ 先ほどの経済同友会様の言葉にもありましたように、少子化の中で、この社会が今後、持続可能であるためには、子どもたちが一人一人幸せで立派な社会人として、社会を支えていくこと。これが、私たちの社会が今後も幸せで持続していく一番のことだと思います。そうした意味で、大きな使命と気持ちをもって、私どももこの仕事に当たっておりますので、ぜひ委員の皆様方にもその思いを共有していただいて、この仕事に臨んでいただければと思います。そんなお願いを最後にもう一度して、私の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

3 岐阜県教科用図書選定審議会委員の紹介

- 委員は、「岐阜県教科用図書選定審議会委員定数条例」による20名の方々である。
- 委員の構成については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第9条第1項の規定により、次の方々をお願いした。
 - ・ 義務教育諸学校の校長及び教員
 - ・ 県教育委員会及び市町村教育委員会の職員等
 - ・ 学識経験者

4 選定審議会の任務、採択事務、日程、議事内容等についての説明

- 選定審議会の任務等の説明
 - ・ 性 格： 県教育委員会の諮問機関（定数20名、設置期間 令和8年8月31日まで）
 - ・ 任 務： 教科書を採択する市町村教育委員会に対して、県教育委員会として適切に指導、助言又は援助をする際、あらかじめ意見を聴くため、法的に定められた県教育委員会の諮問機関であり、次の所掌事務に関して調査・審議し、必要に応じて建議する。
 - ・ 所掌事務： 採択基準の審議・答申、採択資料の作成等
 - ・ 情報公開： 県情報公開条例第6条第5号の審議・検討事項に該当し、原則として採択期限である8月31日まで公正確保上、非公開の対象である。それ以降、又は全ての市町村教育委員会の採択終了後は、採択結果や審議会委員の氏名、会議録等をホームページで公開する。
- 採択事務・日程等の説明
 - ・ 法令により、教科書の採択に係る権限は、市町村立の義務教育諸学校で使用する教科書については、市町村教育委員会にあると定められている。また、採択に当たっては、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を一つの採択地区として設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して種目ごとに同一の教科書を採択することとされている。
 - ・ 法令により、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、前年度の8月31日までに行う。
- 議事内容の説明
 - ・ 審議事項
 - （1）県教育委員会諮問事項：令和9年度使用小・中学校用教科用図書及び特別支援学校の小・中学部用教科用図書の採択基準（案）について
 - （2）令和9年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」（案）について
 - ・ その他の事項
 - （1）教科書採択における公正確保の徹底について
 - （2）令和8年度教科書センターについて
 - （3）令和8年度使用教科書について

5 令和8年度選定審議会の会長、副会長の決定

- 会長、副会長の選出
 - ・ 会長に、今村 光章 委員。副会長に、上ヶ平 尚久 委員。
- ※ 出席した19名全員が同意。

6 議事

（1）審議事項

① 県教育委員会諮問事項

令和9年度使用小・中学校用教科用図書及び特別支援学校の小・中学部用教科用図書の採択基準（案）について
--

【事務局から説明】

- ・ 令和9年度使用小・中学校用教科用図書及び特別支援学校の小・中学部用教科用図書の採択基準(案)について、説明させていただきます。
- ・ 項目1に、基本方針を6点示しました。
- ・ 1点目が、関係法令の規定に基づいて実施すること。
- ・ 2点目が、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう、特に留意するなど、公正を確保し、採択が適正に行われるようにすること。
- ・ 3点目が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択すること。
- ・ この点につきましては、具体的に、学習指導要領を踏まえることや、採択権者の教育指導の方針や児童生徒の学力・学習状況、地域の実態に即したものであること、障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであることを示しています。
- ・ 4点目が、教科書の内容や構成上の工夫等について、各教科書の違いが明瞭に分かるように綿密な調査研究を行うこと。
- ・ 5点目が、採択協議会等において十分な審議を行うこと。
- ・ 6点目が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという観点から、教科書採択に関する情報を積極的に公表することという内容になっております。
- ・ 以下、項目の2、3につきましては、採択に当たっての留意事項や共同採択地区に係る留意事項を述べています。
- ・ 項目2の(1)を御覧ください。小・中学校について、令和8年度の採択に当たっては、令和7年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。無償措置法の施行規則第6条に、この原則の例外規定が5項目(例えば、新しく文科省の検定に合格した教科書が加わった、または、採択した教科書が発行されなくなった、あるいは、発行者や採択に関わった者による不公正な行為が認められたなど)が示されていますが、現在のところ岐阜県の各採択地区においては、いずれの項目にも該当しませんので、この原則どおり、昨年度と同一の教科書を採択することになります。
- ・ 項目2の(2)を御覧ください。特別支援学校の小・中学部用教科書については、令和7年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。
- ・ 項目2の(3)を御覧ください。特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項により、教科書目録に記載されている教科書以外の教科書を採択できますが、その調査研究に当たっては、県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を十分に活用し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定することとしています。
- ・ 項目3については、例年通りですが、共同採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項について示しております。
- ・ 時間の都合もありますので、説明については、省略させていただきます。
- ・ 以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長：ただいまの提案につきまして、御意見や御質問等はございますか。

委 員：令和9年度用教科用図書の採択の2の箇所、「令和8年度」や「令和7年度」と書いてあって、どうして令和9年度ではなく令和8年度や令和7年度が書いてあるのですか。

事務局：現在使っている教科書は、令和7年度と同一のものを使用するというので、前の年に次年度の教科書の何を使うかということを定めているものになります。今回、令和9年度用教科書採択の基準をお諮りいただいておりますが、採択替えのない年は同一の教科書を使用する必要があるため、今年度の使用については、令和7年度の採択したものと同じものを使っているということを明記しておく必要があります。

委 員：5ページの2の中の留意事項に(3)がありますが、附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について、つまり教科書目録に記載されている教科書以外の図書を採択する状況について少し補足をしていただけると、私たちも勉強になるかと思います。

事務局：教科書を使用するには、小学校におきましては、小学校用教科用図書を使うということになっていますが、その児童の特性によっては、共通して使用している教科書では、学習することが難しいという状況が生まれます。例えば、知的障がいなどを抱えていると、そのお子さんが学ぶ教科書として、同一の教科書を学ぶことが難しいという状況もあります。そういった場合は一般図書として、絵本等を教科書として扱うことができるという定めになっております。それが附則第9条というものです。本日の議事の2つ目で、皆様に審議していただくのが、こちらの内容となっております。

- 委員：基本方針の中の（３）ですが、その障がいとその特性の有無に関わらず、児童生徒にとって読みやすいものであることということが述べられておりまして、いつも学校で教科書を調査研究する時にこうしたことを本当に考えてやっていますので、そうしたことが、元として分かりやすく述べられているので、基本方針でよいと思います。
- 会長：意見が尽きたようですので、これをもって審議を終了します。諮問事項である採択基準について、異論のない方は挙手をお願いします。
（全員挙手）
では、この採択基準を県教育委員会に答申いたします。

（休憩）

- 事務局：先ほど、ご審議いただきました（１）の諮問について、御質問いただいた内容、本編資料５ページの２（１）の、「令和８年度においては」という箇所について、先ほどの繰り返しになりますが、教科書採択というものは毎年行うものですので、今年度令和８年度の採択というものについては、昨年度と同じものを使用するということ、この採択基準で申し述べているところです。ただし、「令和８年度においては」という書き方をすると、「令和９年度のことを審議しているのになぜか。」と思われるかもしれないため、「令和８年度『の採択』においては」という言葉を添えたいと事務局で考えているところです。このことについて、会長さんより皆様にお諮りしたいと思いますがよろしいですか。
- 会長：はい。ただいまご提案いただいた５ページの点ですが、「２（１）小・中学校用教科書について」は、「令和８年度の採択においては」というように変更するということによかったでしょうか。挙手するまでもないと思いますので、そのように変えていただく、今のご提案通りということによろしいでしょうか。
- 委員：（うなずき）
- 事務局：ありがとうございます。では、（１）に準じて、特別支援学校に関わる（２）につきましても、「令和８年度の採択においては」と追記させていただきます。

② 審議事項

令和９年度使用義務教育諸学校における学校教育法附則第９条に規定する教科用図書「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」（案）について

【事務局から説明】

- ・ これより、学校教育法 附則第９条に規定する教科用図書の調査研究結果を報告いたします。
- ・ 特別支援学校小学部・中学部及び小学校・中学校、義務教育学校の特別支援学級で採択できる教科用図書は、１．検定済教科書、２．検定済教科書の下学年適用、３．文部科学省の著作教科書、４．絵本などの一般図書です。
- ・ 検定済教科書は、小中学校で使用されている各教科の教科書です。小中学校に「準ずる教育」、つまり「該当学年と同じ」教育を受けている児童生徒のために採択します。また、該当学年の教科書が適当でない場合は、下学年の教科書を使用します。
- ・ 次に、文部科学省の著作教科書です。知的障がいのある児童生徒を対象とした、いわゆる「星本」などがこれにあたります。このような星本は、検定済教科書を使用することが難しい児童生徒を対象として採択をします。こちらの星本は、中学部１段階の社会になります。「働く人と私たちの暮らし」に関する学習で、店で働く人の理解を深めるため、写真やイラストを使って視覚的に分かりやすく示されていて、実生活と結び付けて考える力を育てる内容となっています。
- ・ 一般図書については、文部科学省が作成した「令和８年度用一般図書契約予定一覧」に掲載されている図書のうち、採択権者が採択しているものが無償給与の対象となります。そのため、「令和８年度使用一般図書契約予定一覧」の中から、県内の特別支援学校から追加希望があった図書等、３冊を加えた３５２冊が「令和９年度使用一般図書一覧（県）」となります。
- ・ 追加する３冊の図書の内容については、児童生徒にとって教科等の指導内容を備えた、教育上適切なものであるかどうかを調査研究する必要があります。県では、毎年、調査研究を行い、一般図書選定資料を作成しています。今回、新規に追加希望があった３冊を県が調査研究し、教科用図書として適切として加えたものが、お手元にあります本編資料７ページからになります「一般図書選定資料（案）」です。

- ・ 資料16ページの「令和9年度使用一般図書一覧（県）」には、これまでに調査研究を行ったものを含めた352冊が教科ごとに掲載されており、全て調査研究が完了しております。
- ・ 調査研究を行った3冊について取り出してまとめた資料が、15ページの調査研究資料になります。
- ・ 今回、新たに調査研究を行った図書につきましては、資料62ページ、特別の教科 道徳の1にありますように、左端の○囲み番号の図書となります。他の2冊の図書につきましては、同じく62ページ（特別の教科 道徳）②、③になります。
- ・ 表の一番上の列をご覧くださいと、横列の中央に「段階」とあり、数字はそれぞれの図書が1～5段階のどこに当てはまるかを示しています。「段階」には、特別支援学校学習指導要領の各教科において、小学部の1～3の3段階と中学部の1～2の2段階を加えた、5段階があります。段階については、資料65ページの参考資料をご覧ください。
- ・ それでは、新たに選定した3冊の一般図書のうち、2冊の一般図書を例として取り出し、調査研究の結果を報告いたします。調査につきましては、9ページの調査研究資料(附則第9条本)に示しました「調査内容」から調査研究を行いました。
- ・ 資料14ページ「特別の教科 道徳」において使用できる、『そらめくんのいっしょにあそぼ』です。特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領において、「特別の教科 道徳」は、スクリーンに示したとおりとなっています。「小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第3章又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。」として、3点示しており、その中の3に、3 知的障がい者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障がいの状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことと示されています。
- ・ そして、小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳における内容の中に、B 主として人との関わりに関すること として[親切、思いやり][友情、信頼]とあります。このことに迫るために、具体的でわかりやすい手立てが必要になってきます。本書について、調査項目「自ら進んで学習する内容」、「興味・関心をもち、見通しをもって取り組める内容」について述べます。この図書は、キャラクターの形や色、表情がシンプルで分かりやすく描かれており、「いーれーて!」「いーいーよ」の言葉がリズムよく繰り返される中で、仲間が増えていくワクワク感をもって読み進めることができる内容となっています。
- ・ そして、「親しみやすく楽しく活用できる内容」については、見開きで大きく挿絵が描かれており、状況を具体的にイメージすることができる構成となっています。また、「児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた内容」については、シンプルな構成となっており、社会的ルールや順番を視覚的に理解しやすい内容となっています。
- ・ 本書を通して、特別の教科 道徳の「親切、思いやり」「友情、信頼」といった内容に具体的に迫ることができます。このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「特別の教科 道徳」の目標に適う図書といたしました。
- ・ 資料13ページをご覧ください。続きまして、スクリーンに映しておりますのは、同じく「特別の教科 道徳」において使用できる、『あいさつできるよ』です。特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領における「特別の教科 道徳」は、先ほどスクリーンに示したとおりです。そして、小学校学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳における内容の中に、B 主として人との関わりに関すること として[礼儀][親切、おもいやり]とあります。このことに迫るために、児童にとって具体的でわかりやすい図書が必要になってきます。本書について、調査項目の「自ら進んで学習する内容」、「興味・関心をもち、見通しをもって取り組める内容」について述べます。
- ・ この図書は、友達と会ったときや家族でご飯を食べているときなど、日常生活と直結した場面が描かれており、経験したことのある生活場面が多く、「こんなときになんて言えいいかな?」「こんなふうに見えるかな?」など、教師と一緒に考えたりやり取りしたりしながら読むことができる内容となっています。
- ・ そして、「親しみやすく楽しく活用できる内容」については、見開き2ページに大きく挿絵が描かれている場面もあり、状況をイメージしやすい構成となっています。また、「児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた内容」については、「あいさつできた」ことが肯定的に描かれており、登場人物の言葉や振る舞いから、適切な行動を理解しやすい内容となっています。本書を通して、特別の教科 道徳の「礼儀」「親切、思いやり」といった内容に具体的に迫ることができます。
- ・ このような経緯を踏まえ、本書を特別支援学校における「特別の教科 道徳」の目標に適う図書といたしました。他の1冊についても、右手後方に展示させていただきましたので、お時間がございましたら

ら、お手に取ってご覧ください。

- ・ 以上、学校教育法附則第9条本に規定する教科用図書の調査研究結果につきまして説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会 長：はい、ありがとうございました。ただいまのご提案に対しまして、御意見御質問等はございませんでしょうか。実際に本を手にとってご覧いただくということもできますので、こちら先ほどと同じく積極的に御意見御質問、あるいは感想等でも結構ですので、ぜひとも御意見をいただければと思います。特に特別支援学校ということでもありますので、関係する委員の先生がいらっしゃいましたら、ぜひ何かお願いしたいと思います。

委 員：今御説明いただいたように、学習指導要領の中身に沿っていたり、中身が柔らかいタッチで描かれているものが多かったりするということがいいなと思いました。また、やはり特別支援学校の中で一番多いのは、知的障がいのあるお子さんです。そういうお子さんは、記憶が断片的になりやすいです。ですので、体験的で、自分の生活と密着していたり直結していたりしていると、考えが導き出せたり繋がったりすると感じ取れましたので、いいなと思いました。

会 長：ありがとうございます。他にあとお一人お二人ぐらい御意見をいただければと思います。小中学校の校長先生方がいかがですか。

委 員：勉強させていただきました。特別支援学校や特別支援学級は、障がいの程度によって、1段階、2段階、3段階という状況に応じて教科書を選んでいることが分かりました。そして、大変丁寧に採択されているということも勉強させていただきました。「星本」という本を初めて聞きましたので、「星本」について教えていただければと思います。

事務局：「星本」は、文部科学省が著作しております教科書となります。先ほども少し御説明させていただきましたが、各教科、国語、算数・数学、理科、社会、職業、家庭と、特別支援学校で学習できる各教科の教科書として準備をされております。内容につきましては、先ほどもお示しましたように、たくさんイラストが入っていたり、二次元コードを読み取って動画が見られたり、というような配慮もされております。知的障がいの軽度の児童生徒を対象にした教科書になっております。

会 長：ありがとうございます。他にはどうでしょうか。よろしいですか。

貴重な御意見を賜うことができました。ありがとうございました。

事務局は、ただいまの御意見をぜひ御参考にしていただければと存じます。どうもありがとうございました。

これをもって審議を終わります。

本選定資料案につきまして、意義のない方は挙手をお願いいたします。

委 員：(全員挙手)

会 長：それでは、提案通り、本案を「一般図書選定資料」といたします。

(2) その他の事項

(1) 教科書採択における公正確保の徹底について

【事務局から説明】

- ・ 1 教科書採択における県教育委員会の基本的立場として、市町村教育委員会において、公正が確保されること等、適正に採択が実施されるよう指導・助言・援助に努めてまいります。
- ・ 2 これまでの岐阜県の課題や対応について、4点説明します。
- ・ 一点目は、県教育委員会が、市町村教育委員会に対して、恣意的な働きかけをしているのではないかという疑念をもたれないようにいたします。そのための、客観的事実に基づく調査研究資料を作成して配付し、公正・公平な調査が行われるよう、各採択地区協議会に助言いたします。
- ・ 二点目は、前例主義、横並び主義になっているのではないかという指摘についてです。つまり、県内の7つの採択地区において、多くの種目で同一の発行者の教科書が採択されている状況について疑念をもたれることがないよう、各採択地区協議会及び調査研究委員会における活発な議論の促進や、法定展示会における意見書の集約と活用について、さらに、指導・助言・援助をしてまいります。
- ・ 三点目は静ひつな採択環境を確保し、開かれた採択を推進します。市町村教育委員会における議事録等の公表について、平成30年以降、採択替えの年度には全市町村でホームページで公開されていますので、今後も継続して公開していただけますよう、引き続き助言してまいります。
- ・ 四点目は、公正性・透明性が確保されるよう万全を期します。
- ・ この公正性・透明性確保の観点から、議事録等の公表について、もう少し説明させていただきます。先ほどお認めいただいた採択基準にも、「採択権者が積極的な公表に努める」旨を改めて示しています。

採択に係る教育委員会の議事録については、平成27年4月1日に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、新たに作成・公表の努力義務が課せられています。県教育委員会としては、開かれた教科書採択がさらに一層推進されるよう、この表にあるような対象文書について、積極的に公表していただけるよう、教育事務所を通じて、今後も指導・助言、援助を行ってまいりたいと考えているところです。

- ・ 以上で、説明を終わります。御意見をよろしく願います。

会長：ありがとうございました。公正確保の徹底、情報公開につきまして、説明をいただきました。ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは続きまして、最後に、(2) 令和8年度教科書センター及び(3) 令和8年度使用教科書について説明をお願いいたします。

(2) 令和8年度教科書センターについて 及び (3) 令和8年度使用教科書について
--

【事務局から説明】

- ・ 教科書センターについて説明いたします。県内の教科書センター及び分館は、県全体としては、42か所となります。全ての市又は郡に1つはセンター又は分館がある、という状況です。
- ・ それぞれの教科書センター及び分館におきましては、法定展示の期間を設け、県民の皆様に公開するよう努めております。
- ・ 法定展示の期間については、6月14日(日)からの14日間を予定しておりますが、この期間以外でも県民の皆様に公開するよう努めております。
- ・ また、市町村教育委員会、教育事務所等の協力・連携のもと、岐阜県図書館など土日・祝祭日にも閲覧していただける会場もございます。
- ・ 最後に、今年度、令和8年度に使用されている教科書の一覧です。皆様の右側に、実物が並べてあります。無償措置法の第14条(同一教科用図書を採択する期間)の第1項に従い、小・中学校については、令和8年度も、この一覧表にある教科用図書を採択していく運びとなっております。
- ・ 以上で説明を終わります。

会長：ありがとうございました。こちらにつきましても、ただいまの説明に関しまして、御意見あるいは御質問等はございませんでしょうか。

(意見なし)

御意見がないようですので、この点につきましても、説明を御理解したということで、よろしくお願い申し上げます。以上で議事を終わらせていただきたいと思います。進行を事務局の方にお返しいたします。ありがとうございました。

7 閉会

【事務局から挨拶】

- ・ 本日は御審議を賜り、ありがとうございました。
- ・ 皆様からいただいた御意見を参考にさせていただきまして、各採択地区における教科書採択について、県教育委員会としての適切な指導、助言及び援助を行ってまいりたいと思います。
- ・ また、本日御審議いただきました、「令和9年度使用小・中学校用教科用図書、特別支援学校の小・中学部を含みますが、採択基準」及び「一般図書選定資料」については、今週中を目途に、県内の各市町村教育委員会等に送付させていただきます。
- ・ 本日は、誠にありがとうございました。